

許可番号 第04550036203号

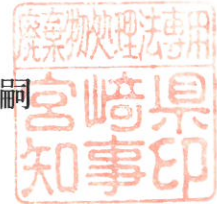
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮崎県宮崎市江平東町6番地13

氏名 株式会社 山崎紙源センター 代表取締役 山崎 孝一
(法人にあっては名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日 平成29年2月28日

許可の有効年月日 平成34年2月27日

1 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え・保管の有無 なし

特別管理産業廃棄物の種類

廃油：揮発油類、灯油類、軽油類及び廃溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。)

廃酸：水素イオン濃度指数2.0以下のもの、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

廃アルカリ：水素イオン濃度指数12.5以上のもの、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

感染性産業廃棄物

廃石綿等

ばいじん：カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

燃え殻：カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

汚泥：カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。

以上8種類 以下余白

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成24年2月28日 第04550036203号 平成29年2月28日 第04550036203号	新規許可 更新許可 以下余白

(別記) 許可の状況

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所] 宮崎県宮崎市江平東町6番地13

電話番号：0985-24-2551

[事業場] 同上

電話番号：同上

2 事業の用に供する施設の種類及び数量

[運搬車両]

キャブオーバー：宮崎100さ5087(3.00t)、宮崎100さ9623(2.65t)、宮崎100す2927(3.70t)
宮崎100は3266(13.80t)

バン：宮崎100は2147(12.80t)、宮崎100さ4423(2.00t)

セミトレーラ：宮崎100ゆ98(21.40t)、宮崎100ゆ184(26.90t)

トラクタ：宮崎100は2608(38.54t)、宮崎100は2814(32.07t)

コンテナ専用車：宮崎100さ7681(4.00t)

脱着装置付コンテナ専用車：宮崎100さ4826(3.70t)

計12台

[積替え又は保管施設] なし

3 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」(平成4年10月26日定め)の規定を遵守すること。